

令和8年度
DX 先端技術活用サービス等開発支援事業
公募要領

<募集期間>

令和8年4月 15 日(水)~5月 29 日(金)

1 事業の目的

本事業は、生成 AI やメタバースなどの先端技術を活用した革新的な製品やサービスの開発を支援する。これにより、県内企業の新市場や高付加価値事業への進出を促進し、県内企業の付加価値の向上、競争力の強化、持続的な成長を実現することを目的とする。

2 助成対象

先端技術^{※1}を活用した新製品や新サービスの開発事業

※1 先端技術の例

生成 AI、メタバース、XR、ドローン、産業用ロボット、QZSS（準天頂衛星システム）、ブロックチェーン、ハプティクス、量子コンピューティング、NFT(非代替性トークン)、OPC UA、Web3、SBOM、フィンテック 等

3 応募資格

以下のすべてを満たすこと

- (1) 新潟県内に本社又は主たる事業所、工場を設置している中小企業者^{※1}又は中堅企業者^{※2}
- (2) 新潟県内で本事業に関する製品・サービスを開発する者

※1 中小企業者とは、下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれか一方の基準に該当する者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金の金額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建築業、輸送業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

※2 中堅企業者とは、中小企業者を除く、常時使用する従業員の数が2000人以下の者をいう。

ただし、上記基準を満たしていても、次の者は対象とならない。

- (1) 学校法人、宗教法人、NPO法人、社会福祉法人、公法人、医療法人、士業法人等
- (2) 暴力団対策法に基づく暴力団員等が役員にいる者や、暴力団員等が事業活動を支配する者
- (3) 助成金の支払時点で破産している者
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者で事業税等を滞納している者
- (5) 公益財団法人にいがた産業創造機構（以下「機構」という。）に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っている者（関連会社など資本関係や経営上のつながりがある企業を含む）
- (6) 過去に機構から助成を受け、不正等の事故を起こしている者
- (7) 同一の事業において、機構、国、都道府県、市町村、その他団体から助成金等が支出されている者

4 応募要件及び助成内容

助成事業終了後に事業化が見込まれ、かつ付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）または1人当たりの付加価値額（付加価値額÷従業員数）が助成事業終了後3年以内に9%以上（年間3%以上）見込まれること。

- (1) 助成率： 助成対象経費の1/2以内
- (2) 助成上限： 1件当たり200万円
- (3) 採択件数： 2件程度
- (4) 助成対象期間： 交付決定日から令和9年2月19日（金）まで
- (5) 助成対象経費

ア 経費区分・内容

経費区分	内 容
人件費	本事業に従事する者の直接作業時間*に対して支払われる人件費（給与その他手当）※勤務時間における本事業の専念作業時間をいう
専門家経費	本事業の実施のために外部（専門家等）から技術指導や助言を受ける場合に要する謝金
旅費	本事業従事者や専門家の交通費、日当、宿泊費
備品費	本事業のために使用される機械・装置・工具・器具の購入に要する経費で、原則として借用（リース）が不可能な、1件（単価）50万円未満（税抜）のもの。ただし、事業実施に付随する必要最小限とすること。
開発費	原材料費、外注費、役務費、使用料及び賃借料、消耗品費、資料購入費
調査分析費	マーケティング調査費、モニター調査分析費
その他経費	本事業の実施に必要な経費のうち、本事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの。

イ 対象外経費

- ① 契約から支払までの一連の手続きが助成対象期間内に行われていないもの
- ② 間接経費（消費税、銀行振込手数料、収入印紙代、光熱費等）
- ③ 汎用性が高く助成事業以外でも使用可能な物品等に要する経費（パソコン、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ等）
- ④ 助成対象期間外の使用に係る以下の経費^{※1}
 - ・機械装置等のリース料
 - ・ホスティングサービス等の使用料・賃借料
 - ・クラウドサービス利用料（IaaS、PaaS、SaaS等）
 - ・保守料
- ⑤ 見積書、注文書（契約書）、納品書、請求書、銀行振込受領書等の支払い証拠書類に不備がある経費
- ⑥ 助成事業に関係のない物品の購入や業務委託等に係る経費

※1 機械装置等のリース料、ホスティングサービス等の使用料・賃借料、クラウドサービス利用料（IaaS、PaaS、SaaS等）、保守料については、交付決定日以降の新規契約における、助成対象期間の費用のみが対象。助成対象期間分を日割り計算し計上すること。

5 応募方法

(1) 募集期間

令和8年4月15日（水）～令和8年5月29日（金）17：30まで

(2) 必要な書類

ア 事業計画提案書

イ 添付書類（①～④すべて）

① 事業内容が分かる資料（開発品の概略図、システム説明図等）

② 法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）

③ 直近3期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費の内訳書）の写し（創業3年未満の場合は1期分または2期分）

④ 直近の法人事業税（県税徴収金）の納税証明書

（各地域振興局県税部の窓口で「納税証明請求書（未納のないことの証明用）」を提出し交付請求してください。）

※事業税が非課税の個人事業者、未決算企業の場合は、代表者の所得税（税務署発行）又は住民税（市町村発行）の納税証明書の写し

(3) 提出方法

電子メール又はファイル共有サービス等の電磁的方法により提出すること。

(4) 提出先

公益財団法人にいがた産業創造機構 デジタル化支援チーム

電子メール：it@nico.or.jp

6 審査基準

(1) 評価項目

以下のポイントを重点に評価する。

項目	評価のポイント	配点
① 顧客ニーズ	・どのような顧客が、どのような状況で、どのようなニーズを抱えているのかを客観的なエビデンスに基づいて具体的に示しているか。 ・開発するサービス等によって、顧客ニーズがどの程度満たされるのか、効果を検証できる指標が設定されているか。	20
② 技術の先端性	・差別化要因になりうる新しい技術を活用しており、中長期的に申請企業の競争優位性を生み出す源泉となるか。	20
③ 市場性	・十分な市場規模が見込まれ、将来的にも成長が期待できるか。 ・市場ニーズの有無を検証できているか。	12
④ 計画の実現性・実施体制	・事業の実施スケジュールは適切か。 ・財務状況等から事業を適切に遂行できるか。 ・事業を適切に実施できる体制が整っているか。	12
⑤ 事業の収益性・継続性	・事業化によって継続的に利益が確保され、付加価値額の向上が相当程度見込まれるか。	24
⑥ 成果の波及効果	・新たな雇用の創出、他の技術や産業等への波及効果が期待でき	12

	るか。	
		合 計 100

(2) 加点項目

以下の取り組みを行っている場合、加点を行う。

加点項目	概要説明/参考情報・外部サイト	加点
① DX 認定事業者	応募時点で有効な認定を受けている事業者 ・DX 推進ポータルサイト https://disclosure.dx-portal.ipa.go.jp/p/dxcp/top	8
② パートナリシップ構築宣言事業者	応募時点でポータルサイトにおいて宣言を公表している事業者 ・パートナーシップ構築宣言ポータルサイト https://www.biz-partnership.jp/list.php	8
③ J-Startup NIIGATA 認定事業者	応募時点で J-Startup NIIGATA に認定されている事業者 ・J-Startup NIIGATA https://jstartup-niigata.com/startup/	4
	合 計	20

(3) 留意事項

- ① 採点方法については、審査員 1 名当たり 100 点満点とし、審査員全員の合計点で評価する。
加点項目に該当する場合は、審査委全員の合計点に最大 20 点を加点する。
(例) 審査員 4 名の場合
(a) 評価項目 (全 6 項目) 審査委員 1 人当たり最大 100 点 × 審査委員 4 人=400 点満点
(b) 加点項目 (全 3 項目) 1 申請者あたり最大 20 点を加点
(c) 最大 420 点
- ② 助成額は、合計点の高い事業計画から予算の範囲内で助成する。
- ③ 審査の結果次第では、交付決定額が、応募申請時に計上している助成金申請額から減額となる場合がある。

7 審査方法等

(1) 1 次審査

ア 審査方法

審査員会事務局 (機構内) において、書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う参加者を選定する。

イ 結果通知

電子メールにて通知する。1 次審査通過者に対しては、2 次審査の日程を併せて通知する。

(2) 2 次審査 (6 月下旬～7 月上旬を予定)

ア 審査方法

外部有識者において、書面及び応募者によるプレゼンテーションに基づき審査する (原則、対面式を予定)。

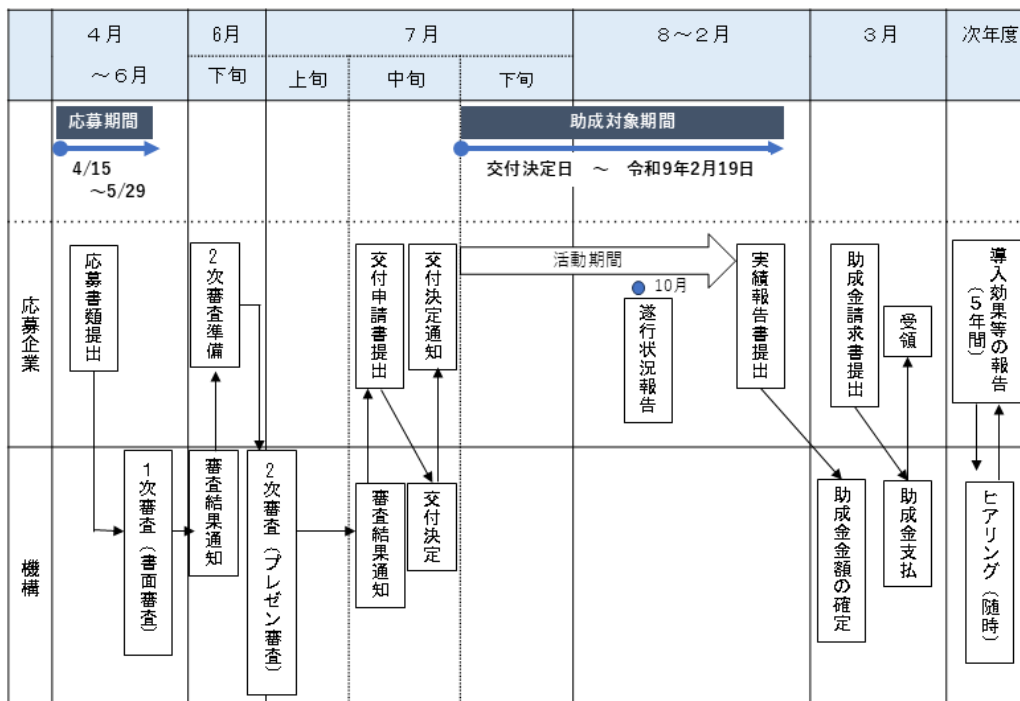
イ 結果通知

電子メールにて通知する。

採択者は、別途、当該助成金交付要綱に基づく、助成交付手続きが必要となる。

ウ 原則として、採択者は、企業名、事業テーマ、事業概要等を機構ホームページにおいて公表する。

8 スケジュール



9 助成事業者の義務(交付決定後に遵守すべき事項)

助成金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を遵守すること。

- (1) 助成金の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 事業の途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められないこと。
- (3) 事業の遂行状況について、遂行状況報告書を提出すること。
- (4) 事業完了後、実施報告書を提出すること。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効率的な運用を図ること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。
- (7) 助成事業を完了した年度の翌年度以降において定められた期間、各年における助成事業成果状況の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

10 問い合わせ先

公益財団法人にいがた産業創造機構 デジタル化支援チーム
 〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階
 電話：025-246-0069 FAX：025-246-0030 E-mail：it@nico.or.jp